

日本遺産に関する嗜好性等調査業務委託仕様書

1. 業務名称

日本遺産に関する嗜好性等調査業務

2. 業務の目的

本業務は、令和元年度に認定された日本遺産の「中世に出逢えるまち～千年にわたり護られてきた中世文化遺産の宝庫～」(以下、「日本遺産「中世に出逢えるまち」」という。)に関し、with コロナ・after コロナを見据えた新たな手法をもって認知度の向上と観光客の増加による交流人口の拡大を図ることを目的として実施する。併せて、日本遺産を活用した観光誘客に関するターゲットの選定・課題等を把握する。

3. 委託に係る上限額

10,000,000円(税込)

4. 委託料の支払い

委託料は、業務完了後の一括払いとする。

5. 事業期間

契約日の翌日から令和4年3月18日(金)まで

ただし、ツアーについては、令和3年11月30日(火)までに実施すること。

6. 業務内容

参加者がオンラインで日本遺産「中世に出逢えるまち」の魅力を感じることでできるオンラインモニターツアーを実施すること。ツアー造成を行うにあたり、インターネット等を活用し、広く観光客(ツアー参加者に限定しない)の嗜好性・日本遺産の認知度や満足度などの情報を収集するなど、適切なマーケティング調査を実施し、観光客の嗜好性等について調査・研究すること。また、モニターツアー参加者に対しては、ツアー実施後にアンケート調査を実施し、調査結果の分析と旅行商品開発に向けた提案を行うこと。

(1) インターネット(WEB)調査の実施

ツアー造成を行うにあたって必要なデータを収集し、分析すること。

なお、河内長野市等が過去に行った調査成果も参照し、広く分析を行うこと。河内長野市で実施した調査については、必要に応じて資料の貸し出しを行うので申し出ること。

[参考] 河内長野市観光振興計画、観光マーケティング調査(令和2年度実施)

◎調査方法

インターネットリサーチ会社のモニターに対して、WEB アンケートで調査する。
調査項目には、日本遺産紹介動画の視聴に関する項目を含めること。

日本遺産紹介動画は、委託者が作成したものを使用すること。

【提供動画】 日本遺産紹介動画（英語版・15秒／日本語版・15秒）

◎調査対象

主として国外在住の外国人を対象とする。対象の国は、韓国・中国・香港・欧米から選択して実施することを想定。河内長野市へ観光目的等で来訪したことがある・なしを分けることなく対象とする。

◎調査内容

日本遺産の認知度、満足度などを10問程度の設問を設定する。具体的な調査内容については、委託者と受託者で協議して決定する。

◎調査期間

5日以上 ただし、土・日曜日を含むこと

◎回収数

調査期間内で回収できるデータ件数とする。ただし、1000件以上とする。

※回収データについては、矛盾したデータ等の無効票を排除した上で、データをクリーニングすること。

(2) オンラインモニターツアーの企画・実施

with コロナ、after コロナを見据え、オンラインで海外向け・国内向けのツアー企画・実施を各1回以上行い、参加者へアンケートを実施し、調査・分析を行う。

原則として、提案するツアーは事業者の特徴を活かした自由提案とするが、次の要件については必須事項とし、これらを満たすツアーを企画し、実施すること。

〈要件〉

①テーマ

中世に出逢えるまち～千年にわたり護られてきた中世文化遺産の宝庫～

②対象者

河内長野市在住以外の者（一部在住者の参加は可能）

③対象者の最少催行人数

1回10名以上

④周遊エリア

河内長野市内の構成文化財を2つ以上組み込むこと

⑤日程

オンラインでの実施に耐えうる時間とする。

ツアー造成に効果的な日程を選定すること。ただし、令和3年11月30

日（火）までには催行すること。

⑥参加費

一定の負担を徴収すること。

※本事業は文化庁より国庫補助金を受けて実施するものであり、食費や拝観料など補助対象外経費となるものがある。補助対象外経費分については委託料に含めることができない。（文化庁 HP『令和 3（2021）年度 文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業（日本遺産））募集案内』P5・6 参照）

※参加費の内訳については委託者の確認を受けて実施すること。

※参加者の費用負担は、実際にツアー催行が可能な程度の費用を想定。

⑦ガイド業務

ツアー全般に係るガイド業務を受託者において行うこと。

ガイドは日本語・英語に対応できるようにすること。

（3）オンラインモニターツアーの PR・販売

WEB やパンフレットなど多様な宣伝媒体を用いて PR し、ホームページ・電話等で販売を行うこと。

（4）オンラインモニターツアー実施状況並びにアンケート調査結果の分析・旅行商品開発に向けた提案

ツアー参加者全員を対象としたアンケート調査を実施すること。またアンケート内容は委託者と十分に協議すること。設問は、15 問程度を想定。

オンラインモニターツアー実施状況並びにアンケート調査結果を分析し、分析結果を端的にまとめ、今後の旅行商品開発に向けた実現可能な提案を行うこと。提案内容としては海外向け商品・国内向け商品をそれぞれ 1 点以上提案することとし、次年度以降に販売可能な商品とすること。

（5）調査成果報告書の作成

（1）及び（4）の調査結果と分析結果並びに旅行商品開発に向けた提案についてとりまとめ、報告書を作成する。併せてツアー実施状況についても報告を行う。

7. 成果品の提出

下記のとおり、成果品を提出すること。

・調査成果報告書 印刷物 10 部及び電子データ（CD-R 等）一式

※電子データは、報告書本文（PDF 等）だけでなく、報告書作成時の基礎となる調査データ（エクセル等）も格納すること。なお、格納する電子データに

については、委託者が必要に応じて活用できるファイル形式とすること。

8. 納品場所

委託者が指定する場所

9. 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取り扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 本件業務の受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原著者の権利）に規定する権利を委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 委託者は、著作権法第20条第2項第3号または第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。
- (3) 本件受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

10. 貸与資料

本件業務遂行上必要となる資料や画像について、受託者は委託者の指示に従い、借用書を委託者に提出のうえ資料の貸与を受けるものとし、本件業務の完了後は、速やかに借用した資料等を委託者に返却しなければならない。

11. 議事録作成

本件受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため委託者担当者と協議しながら作業を進め、打合せ協議があった場合はその内容について議事録を作成し、委託者の確認を受けなければならない。

12. 業務上知り得た情報の秘密保持

本件受託者及び業務従事者等（本件業務に直接・間接を問わず関わる全ての者）は、本件業務実施中に生じる全ての成果品を、委託者の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本件業務中に知り得た事項を第三者に漏洩し、または、開示してはならない。これらのことは、本件業務終了後においても同様とする。

13. 画像等の使用許可及び掲載許可申請手続き等

本業務の遂行にあたり、画像等の使用許可及び掲載許可申請手続き、データ化の画像処理等の必要が生じた場合は、本件受託者の負担により対応するものとする。

ただし、画像等使用許可申請にあたっては、申請先や申請方法、申請内容等について委託者と十分事前協議を行うこととする。

1 4. その他事項

- (1) 調査票及び報告書の詳細は委託者と協議の上で決定すること。
- (2) 委託者が、経過報告を求めた場合は、遅滞なく応じること。
- (3) 本仕様書に疑義がある場合は委託者の指示に従うものとし、本仕様書に明示がない事項については、その都度、委託者と受託者が協議の上決定する。
- (4) 契約の締結および業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限りすべて受託者の負担とする。
- (5) 調査に際し、許認可等が必要な場合は、申請等の手続きは、原則として委託者が行う。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の拡大状況や社会情勢等を踏まえて、双方の協議の上で対策を講じることに留意すること。
- (7) 受託者は、本業務実施に当たり、旅行業法、旅客運送法等の関連法令等を遵守すること。
- (8) 観光先等の連絡調整は、原則受託者にて行うこと。